

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、造作大工として業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後3時頃、会社Dが元請として施工するA県B市所在のH工事現場（以下「工事現場」という。）において、仮設足場を解体中に落下した足場材が右足の第2趾に当たり負傷した（以下「本件災害」という。）としている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診したところ、「右足第2趾挫傷、閉塞性血栓性血管炎」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、転医したG病院にて「右第2趾末節骨開放骨折後骨髄炎、MRSA感染症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病の療養のために労働できなかったとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人が主張する本件災害はその事実を確認することができず、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 決定書理由第2の1に記載されている判断の要件に照らし、被災者の本件傷病が業務に起因するものであると認められるか否かについて、以下検討する。

(2) 本件災害の発生の有無について請求人の申述をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日の午後3時頃、工事現場で仕事に負傷した。E棟の仮設足場に使用していた木材を撤去する作業を行っていたが、その際に木材が2本外れ、1本は支えたが、もう1本が右足人差し指の先に当たった。周辺ではIともう一人の職人の2人がいたが、請求人との距離は離れており、請求人も『痛い』とか大きな声を出すことはなかったので、2人は気づかなかったと述べている。

この点、会社関係者の申述をみると、Iは、「平成〇年〇月〇日に請求人の右足の指先に木材が落ちてケガをしたということだが、請求人からそのような話は聞いていない。また、足場に使う木材が落ちてきたとのことだが、原則、足場の業者でないと足場の材料は触れないことになっていた。」旨を申述し、その他の会社関係者も、会社作成の報告書で、同日の材木を足に落としたという事故については聞いていないと述べており、これら会社関係者の申述に矛盾はなく、仮設足場を解体中に解体した足場材が右足の第2趾に当たり負傷したとする本件災害の発生ないし負傷の瞬間を直接現認した者は存在しない。

さらに、請求人の申立てについても、本件災害後4日経ってから受診したF

クリニックでの初診時の本人主訴は「右足第2趾をぶつけた。」であり、休業補償給付支給請求書「災害の原因及び発生状況」欄には「太木が重なるように落下して(中略)右足の人差し指にあたり負傷した。」と記載するなど一貫しておらず、本件災害の状況が明確でない。

- (3) 医証を検討すると、本件災害後の状態について、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、初診時の他覚的所見について、「右足第2趾の腫脹とチアノーゼ様の紫変を認めた。X線写真では明らかな骨折は認められなかった。」旨の記載をし、平成〇年〇月〇日作成の現地調査復命書においても、同医師は、「本人(請求人)から『ぶつけた』としか聞いていない。(中略)右足第2趾には、骨折もなく、傷ありませんでした。打撲と判断して『挫傷』と診断し、血行障害があるとして『閉塞性血栓性血管炎』の傷病名をつけた。」と説明している。

K医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書で「足趾が壊死する程の外傷であれば血管損傷をとまなう開放創や強度の圧挫があるのが一般的である。しかし、平成〇年〇月〇日撮影のX線写真では末節部の軟部の腫脹があるが骨折はなく外傷があったことを明示する医証とはならない。診療録上、〇月〇日の初診時では外傷性とするだけの所見を欠く。(中略)治療状態不良な糖尿病が存在した。このような場合、糖尿病性閉塞性血管炎により足趾が壊死することはよくあることで、本件の場合も糖尿病性血管炎と考えるのが妥当である。(中略)外傷性とするには、壊死を引き起こす外傷など糖尿病性でないと判断できる医証が必要であるが、これを欠く。」と鑑定している。L医師作成の平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書も、上記鑑定意見を否定するものではない。

医証を総合すると、請求人らが主張するように本件災害が発生したと仮定して検討しても、その時の受傷は骨折を伴わない右第2趾の打撲傷であった。J医師が「挫創」でなく「挫傷」と診断したことから明らかなように、皮膚表面の損傷は認められておらず、出血を伴うような開放創はなかった。受傷後4日経過した時点の初診時に感染の徴候も認められていない。むしろ、外傷とは関係しない慢性疾患である「閉塞性血栓性血管炎」の傷病名がつけられている。

J医師は上記疾患の精査のため、M病院血管外科へ紹介状を書き、受診を勧めた事実もある。

さらに、請求人が長期間通院していたN病院の診療録に記載された本件災害

以前の傷病名一覧をみると、足趾部の傷や感染症（蜂窩織炎）の病名が複数記録されている。このように請求人には、糖尿病や、その他の原因による足趾部血行障害をきたす基礎疾患があったと推定され、これら基礎疾患が本件傷病に関与している可能性が高い。

なお、本件傷病名の「右第2趾末節骨開放骨折後骨髄炎」は、本件災害後に右第2趾を骨折したとの請求人の申述に基づいた病名であり、本件災害後最初に診療を受けたFクリニック初診時に骨折も開放創も無かった事実を考慮すると、傷病名自体が正確でないことになる。あるいは、本件傷病名が正確であると仮定すると、平成〇年〇月〇日の本件災害後、平成〇年〇月〇日にP病院にて本件傷病の診断を受けるまでの間に、本件災害とは別の受傷があったことになる。

(4) 以上まとめると、本件災害の発生を現認した者が存在しないこと、また本件災害の存在を仮定しても、本件傷病が本件災害によるものであると認めることができないことより、業務起因性は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。